

ご契約内容・保障内容のご案内

この度ご請求いただきましたご契約につきまして、保障内容を下記のとおりご案内申し上げます。
お支払内容とあわせ、ご確認いただきますようお願いいたします。
お申し出以外のご請求がある場合やご不明な点がある場合には、弊社までお問い合わせください。
このご案内は、平成30年 5月 時点での内容となります。

◆ご契約の基本内容

団体名	新医療保険（ダイレクト扱）		
商品名	新医療保険		
契約者	アンドウ モトユキ 様		
被保険者	アンドウ モトユキ 様		
証券番号	<input type="text"/>	顧客番号・補足	<input type="text"/>
当初契約日	平成19年 5月 1日	契約日	平成30年 5月 1日
最終払込期月	平成30年 4月	契約状態	有効

◆ご契約の条件

年増年数	*****		
特定不払期間	*****	特定部位不払内容	*****
特定不払期間	*****	特定部位不払内容	*****
特定不払期間	*****	特定部位不払内容	*****
保険金支払削減期間	*****	特別保険料	*****
給付金支払削減期間	*****	給付金特別保険料	*****

◆ご契約の保障内容

保障名称	保険金額／給付日額 (円)	補足説明
主契約		責任開始期からその日を含めて3年以内の自殺は免責となります
入院 疾病入院給付金	10,000	所定の疾病により、2日以上継続入院されたとき
入院 災害入院給付金	10,000	不慮の事故により、2日以上継続入院されたとき
手術 手術給付金	10,000	お支払い対象となる手術の種類に応じて、左記金額の最高50倍まで
疾病入院給付特約		
入院 特約疾病入院給付金	10,000	所定の疾病により、2日以上継続入院されたとき
災害入院給付特約		
入院 特約災害入院給付金	10,000	不慮の事故により、2日以上継続入院されたとき
生活習慣病特約		
入院 生習病入院給付金	10,000	所定の生活習慣病により、2日以上継続入院されたとき
高度先進医療給付特約		
その他 高度先進医療給付金	10,000	所定の先進医療に係る技術料に応じて、左記金額の最高305倍まで
特定疾患給付特約		
その他 特定疾患給付金	300,000	所定の特定疾患を発病したと診断されたとき

※一部の保障内容については、作成日時点の内容を表示している場合があります。

通信欄

ご請求されていないご入院がある場合は、改めてご連絡ください。

課税に関するご案内

- 保険金などにかかる税金は、保険契約者・被保険者・保険金等受取人の関係によって異なります。
死亡保険金・死亡給付金・災害保険金をお受け取りのとき

保険契約者	被保険者	保険金等受取人	税の種類
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税（一時所得）・住民税
A	B	C	贈与税

- ご契約者と被保険者が同一人で死亡保険金・死亡給付金・災害保険金の受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。
- 保険金などの非課税扱いについて
高度障害保険金、入院給付金、手術給付金などは、受取人が被保険者、その配偶者もしくは直系血族、または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。
*上記の税務は一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、実際のお取り扱いとは異なる場合がございます。詳しくは、最寄りの税務署などでご確認ください。

※医療費控除について

所得税の医療費控除を申告される場合は、医療費を補てんする金額として、今回お支払した給付金額等を実際にお支払された医療費等から差し引いた金額となります。詳しくは最寄りの税務署などにご確認ください。